

原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令案要綱

科学技術庁に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置くこと。

政令第 号

原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号）第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十一年九月三十日及び同年十月一日に茨城県那珂郡東海村大字石神外宿二千六百番地所在の株式会社ジェー・シー・オー東海事業所において発生した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設の事故に関して原子力損害の賠償に関する法律第十八条第一項に規定する和解の仲介を行わせるため、科学技術庁に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

平成十一年九月三十日及び同年十月一日に茨城県那珂郡東海村大字石神外宿二千六百番地所在の株式会社ジェー・シー・オー東海事業所において発生した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第二項第二号に規定する加工施設の事故による原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を行わせるため、科学技術庁に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く必要があるからである。

原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令案参照条文

○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年六月十七日法律第四百十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置（第六条―第七条の二）

第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）

第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）

第四節 供託（第十二条―第十五条）

第四章 国の措置（第十六条・第十七条）

第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）

第六章 雑則（第十九条―第二十三条）

第七章 罰則（第二十四条―第二十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬又は貯蔵であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線的作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法

「という。」第二十三条第一項の許可（承認を含む。第二号、第二号の三及び第三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）

一の二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者

二 規制法第十三条第一項の許可を受けた者

二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

二の三 規制法第五十一条の二第一項の許可を受けた者

三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者

四 日本原子力研究所

五 核燃料サイクル開発機構

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第八項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任、責任の集中等）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動

乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

（原子力損害賠償紛争審査会）

第十八条 科学技術庁に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。

二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に關し必要な事項は、政令で定める。